

指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン 新旧対照表

※下線箇所が今回の主な変更点。

※「該当ページ」に記載のページ番号は、改定後のガイドラインによる。

該当ページ	改定後	改定前
<p>p 2 はじめに</p>	<p>○ <u>その後、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法」という。）が制定され、法で定める「指導改善研修被認定者」（「指導が不適切である」教諭等であって、教特法第25条第1項の「指導が不適切である」教諭等の認定の日から教特法第25条第4項の「指導の改善の程度に関する認定」の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）には、教職調整額を支給しないこととされたことを踏まえて、本ガイドラインの改定を行うものである。なお、本改定ガイドラインの適用は、令和8年1月1日からである。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>p 7 ○指導が不適切な教員の人事管理システムの流れ（イメージ）</p>	<p>（図表は省略） ※「特に必要があると認めるときに、研修の延長」、「この間、教職調整額は不支給」を追記、「再受講」を削除</p>	<p>（図表は省略）</p>
<p>p 21 6. 指導改善研修 （1）研修内容等</p>	<p>○ <u>指導改善研修を受ける者は、任命権者が個別に作成する指導改善研修に関する計画書に従い、その研修に専念することが求められる。研修計画書は正規の勤務時</u></p>	<p>（新設）</p>

	<u>間内に勤務が終了するよう作成される必要があります、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合を除き、指導改善研修被認定者に時間外勤務を命じることはできないことに留意する必要があります。</u>	
p 21 6. 指導改善研修 (1) 研修内容等	○ 指導改善研修の目的を達成するためには、教職員研修についての高度の専門性と、十分なノウハウが求められるとともに、 <u>研修に専念できる環境が求められることから、教育センターを活用し、基本的には教育センターにおいて実施することが適切である。</u>	○ 指導改善研修の目的を達成するためには、教職員研修についての高度の専門性と、十分なノウハウが求められる。 <u>このため、教育センターを活用することが適切である。</u>
p 23 6. 指導改善研修 (2) 研修期間	(※) <u>指導改善研修の期間は、教特法第25条第2項に基づき、特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。ここでいう「特に必要があると認めるとき」とは、研修を延長することにより、当該教諭の指導の改善の余地が見込まれる場合を想定している。なお、延長にあたっては、指導改善研修の終了時に行われる教特法第25条第4項の認定は経ないものであることに留意が必要である。</u>	(新設)
p 23	○ 原則として、一定期間の処分等	○ 原則として、一定期間の処分等

<p>6. 指導改善 研修 (2) 研修期間 間</p>	<p>を行う場合には、その時点において指導改善研修を中止により終了し、<u>教特法第25条第4項に基づき「指導の改善の程度に関する認定」</u>を行い、処分等の期間終了後に、<u>教特法第25条第1項に基づき、新たに「指導が不適切である」教諭等の認定</u>を行い、新たな指導改善研修を実施することが適当である(図1)。(この場合、指導改善研修を中止するに当たっては、当該研修命令を解除する措置を講ずることが必要である。)</p> <p>その際、新たに行うこととなる<u>「指導が不適切である」教諭等の認定</u>は、原則として、当初認定を行った際の情報と処分等を行う時点までの研修成果、<u>研修中止時に認定された指導の改善の程度</u>に基づいて行うものとする。なお、処分等の期間中に、指導の改善を伺わせる事情が見られる場合には、その事情を考慮して認定を行うことができる。</p>	<p>を行う場合には、その時点において指導改善研修を中止し、処分等の期間終了後に、新たに指導が不適切である<u>ことの認定</u>を行い、新たな指導改善研修を実施することが適当である(図1)。(この場合、指導改善研修を中止するに当たっては、当該研修命令を解除する措置を講ずることが必要である。)</p> <p>その際、新たに行うこととなる指導が不適切である<u>ことの認定</u>は、原則として、当初認定を行った際の情報と処分等を行う時点までの研修成果に基づいて行うものとする。なお、処分等の期間中に、指導の改善を伺わせる事情が見られる場合には、その事情を考慮して認定を行うことができる。</p>
<p>p 24 6. 指導改善 研修 (2) 研修期間 間 (図1)</p>	<p>(図表は省略) ※「認定」と「研修開始」の位置を変更、「指導の改善の程度に関する認定」を追記等。</p>	<p>(図表は省略)</p>
<p>p 24 6. 指導改善 研修 (2) 研修期</p>	<p>○ ただし、処分等を行う時点において、処分等の期間終了後、法定研修期間の範囲内で十分な研修を実施できると判断した場合に</p>	<p>○ ただし、処分等を行う時点において、処分等の期間終了後、法定研修期間の範囲内で十分な研修を実施できると判断した場合に</p>

間	<p>は、中止の<u>手続及び教特法第25条第4項に基づく「指導の改善の程度に関する認定」</u>を行わず、処分等の期間終了後に研修を継続することとなる。</p> <p>この場合において、処分等の期間中に、研修を開始した日から1年を経過することとなる場合であって、<u>特に必要があると認める</u>ときは、当初指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内でこれを延長し、処分等の<u>期間</u>終了後に研修を実施することとなる（図2）。</p>	<p>は、中止の手続を行わず、処分等の期間終了後に研修を継続することとなる。</p> <p>この場合において、処分等の期間中に、研修を開始した日から1年を経過することとなる場合には、<u>その前に、教特法第25条第4項の規定に基づき、指導の改善の程度に関する認定を行う必要がある</u>。その結果、<u>指導改善研修の再受講が必要だと判断した場合</u>には、当初指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内でこれを延長し、処分等の終了後に研修を実施することとなる（図2）。</p>
<p>p 24</p> <p>6. 指導改善研修</p> <p>(2) 研修期間</p> <p>(図2)</p>	<p>(図表は省略)</p> <p>※「認定」と「研修開始」の位置等を変更。</p>	<p>(図表は省略)</p>
<p>p 26</p> <p>7. 指導改善研修終了時の認定</p>	<p>○ 任命権者である教育委員会は、教特法第25条第4項に基づき、指導改善研修終了時に、「指導の改善の程度に関する認定」を行うこととなる。この認定については、例えば、</p> <p>①指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度、</p> <p>②児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度</p> <p>のいずれかに認定することが考えられる。</p>	<p>○ 任命権者である教育委員会は、教特法第25条第4項に基づき、指導改善研修終了時に、「指導の改善の程度に関する認定」を行うこととなる。この認定については、例えば、</p> <p>①指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度、</p> <p>②児童等に対する指導が不適切であるが、<u>更に指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度</u>（指導改善研修を開始した日</p>

	<p><u>また、一定期間の処分等を行う場合、その時点において指導改善研修を中止することが適当であり、その時点までの研修成果に基づいて、「指導の改善の程度に関する認定」を行うこととなる。例えば、</u></p> <p><u>①中止後、改めて指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度</u></p> <p><u>②児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度のいずれかに認定することが考えられる。</u></p>	<p><u>から延長しても2年を超えない範囲内)、</u></p> <p>③児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度のいずれかに認定することが考えられる。</p>
<p>p 28</p> <p>8. 指導改善研修後の措置</p>	<p>○ 指導改善研修終了時の認定において、未だ「指導が不適切である」と認定された教諭等に対しては、教特法第25条の2に基づき、指導改善研修後の措置として、分限免職処分や地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の2に基づく県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用（以下「免職・採用」という。）等の措置が取られることとなる。</p> <p><u>なお、指導改善研修の延長は、指導改善研修の終了時に行われる教特法第25条第4項の認定は経ないものであることから、再受講は、教特法第25条の2に基づく措置には当たらない。</u></p>	<p>○ 指導改善研修終了時の認定において、未だ「指導が不適切である」と認定された教諭等に対しては、教特法第25条の2に基づき、指導改善研修後の措置として、分限免職処分や地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の2に基づく県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用（以下「免職・採用」という。）等の措置が取られることとなる。</p>
<p>p 29</p>	<p>(削除)</p>	<p><u>【再受講】</u></p>

8. 指導改善 研修後の措 置		○ <u>再受講の措置が取られる場合は、指導改善研修終了後の認定において、未だ「指導が不適切である」が、指導改善研修を開始した日から2年を超えない範囲内で、指導改善研修を延長すれば、指導が適切に行えることが見込まれる程度として認定された場合である。</u>
-----------------------	--	--

(参考) パブリックコメント実施時点からの修正点

該当ページ	改定後	パブリックコメント実施時点
<p>p 2 はじめに</p>	<p>○ その後、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法」という。）が制定され、法で定める「指導改善研修被認定者」（「指導が不適切である」教諭等であって、教特法第25条第1項の「指導が不適切である」教諭等の認定の日から教特法第25条第4項の「指導の改善の程度に関する認定」の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）には、教職調整額を支給しないこととされたことを踏まえて、本ガイドラインの改定を行うものである。なお、本改定ガイドラインの適用は、令和8年1月1日からである。</p>	<p>○ その後、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法」という。）が制定され、法で定める「指導改善研修被認定者」（「指導が不適切である」教諭等であって、教特法第25条第1項の「指導が不適切である」教諭等の認定の日から教特法第25条第4項の「指導の改善の程度に関する認定」の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）には、教職調整額を支給しないこととされたことを踏まえて、本ガイドラインの改定を行うものである。なお、本改定ガイドラインの適用は、令和8年1月1日からとなり、<u>令和8年1月1日以前に教特法第25条第1項の認定を受けた者であって、令和8年1月1日の前日までに教特法第25条第4項の認定を受けていないものに対するガイドラインの適用については、改定前のガイドラインによるものである。</u></p>